

事務センターだより

第93号
H24.2.1
亀山市学校事務センター



年が明けてから、厳しい寒さの日と平年並みの暖かさの日が交互に続いています。亀山市内でもインフルエンザの流行の兆しがあり、学年閉鎖や学級閉鎖の学校がでてきました。皆様方も健康には十分に気をつけられて、あわただしい3学期をお過ごしください。

自宅に係る住居手当（2,700円）の廃止について

平成23年の給与改定で自宅の住居手当が廃止されました。ただし経過措置があります。

経過措置	24年度	25年度	26年度	27年度
住居手当の月額	2,100円	1,400円	700円	廃止

経過措置を受けられる対象は、平成24年3月までに自宅の住居手当が認定され、3月の給与で自宅の住居手当を支給されている職員に限られます。

※4月から新たに認定される住居手当は、借家・借間の場合のみになります。

確定申告について

確定申告が始まります。 平成24年2月16日(木)～3月15日(木)
年末調整時に調整できなかった所得を精算する必要があります。
たとえば



- ・年末調整後に扶養人数が変更になった。(出生・結婚等)
- ・保険料控除・社会保険料(国民年金等)の申告漏れがあった。
- ・平成23年4月に採用された方で、平成23年1月～3月に所得があり年末調整時に源泉徴収票が無くて調整をしなかった。

上記以外にも確定申告が必要です。 **確定申告をすれば税金がもどるかも！**

- ・H23年中に家を新築または購入した。(住宅取得控除の1年目に確定申告をしないと2年目以降の年末調整での控除が受けられません。)
- ・再年調後に扶養親族が増えた。
- ・H23年中に支払った医療費が10万円を超えた。
- ・満期保険金をもらった。(今までの掛金と特別控除50万円を除く。)

詳しいことは国税庁ホームページ・最寄りの税務署または市役所税務室へお問い合わせください。
※還付申告は、平成24年2月15日以前でも受け付けています。また、郵送での提出もできます。

互助会 文化・スポーツ・レジャー・宿泊利用補助金の請求期限について

平成23年度内利用分の請求締め切りは 平成24年4月7日(土)消印有効 です。ただし、互助会へ持参の場合は、平成24年4月9日(月)までです。年度内全ての利用分が4月7日まで請求可能ですが、3月利用分の締め切りも4月7日です。すでに利用した分を請求されていない方は、年度末は、請求が集中するため、早めの請求をしてください。

